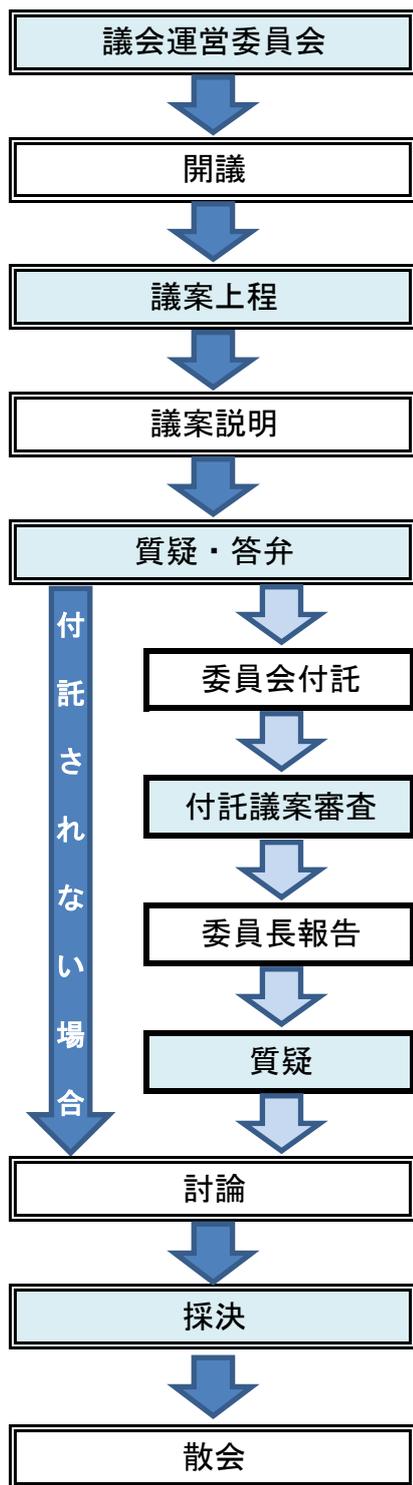


本会議の進め方



概ね定例会議の7日前、臨時会議の当日に会議を開催し、会議日程等本会議の運営について協議します。

議長が開議（再開）宣言します。議員の半数以上の出席が必要です。

議長が議案等の案件を議題にすることを「上程」と言い、議事日程の順に従い上程します。

提出者から議案の内容及び提案理由を説明します。町長から提出されるものと、議員等から提出されるものがあります。

提出された議案で、不明確な点があれば提出者に質疑します。議案に対する疑義を質すための発言であり、自己の意見を述べることにはできません。

議決に先立って、詳しく検討する必要がある議案は、各常任委員会や新たに特別委員会を設置し、付託することができます。（新設条例、予算、決算等）

付託された議案を様々な角度から調査し、委員会としての結論（賛成か反対か）を出します。その結論は、委員会として議長へ報告します。

審査が終わると、本会議の中で委員会の審査結果を報告します。

委員長報告について質疑が行われます。

「討論」とは、議案に対して議員が自己の賛否の意思を表明し、理由を述べてほかの議員を自己意思に賛同させることを目的とする発言です。

「採決」とは、最終的な議会の意思決定を行うことで、起立等により行います。全議員に異議がない場合は簡易採決（全議員に異議がないと認めるときには直ちに可決を宣言する方法）を行います。

「散会」とは、その日の議事日程に記載してある議事を全部審議し終わって会議を閉じることです。